



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

令和 6 年 9 月 24 日

東京都知事 小池百合子 様

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-5-5  
岩波書店一ツ橋ビル 13F  
(株)文化財保存計画協会 気付  
一般社団法人日本イコモス国内委員会  
委員長 岡田保良  
連絡先: Tel/Fax 03-3261-5303  
Email jpicomos@japan-icomos.org



国際イコモスが発出したヘリテージ・アラート（2023年9月7日）及び国際連合人権高等弁務官事務所（以下、国連人権理事会という）が発出した「大規模な開発計画における環境影響評価プロセスにおけるパブリックな協議の不十分さに対する深刻な懸念」（2024年5月1日）に基づき、事業者が提出した「事後報告書」（2024年9月9日）に関して、日本イコモスの環境影響審議会における専門家としての意見の表出の場の提供と、現地における公開説明会（事業者・許認可者としての東京都・国際 NGO イコモス）の開催を要請致します。

また、今回提出された事業者の「事後報告書」は、以下の点で不適切であるため、東京都環境影響評価審議会における厳格な審査と、東京都都市計画審議会における再審を要請します。

1. 樹木の本数のみの報告であり、都知事が要請された「緑の質」に関する検討が欠落している。
2. イチョウ並木の衰退は、水循環だけではなく、地球温暖化に伴う熱環境の変化が大きな要因であることを、日本イコモスは3年間に及ぶ調査により146本の毎木調査を実施し、指摘してきた。今回の報告では一切、検討が行われていない。環境影響評価は、科学的分析に基づくことが基本であり、再提出が必要である。



ICOMOS Japan  
c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org

3. 環境影響評価書における科学的調査の欠落は、日弁連会長声明（2024年3月14日）においても指摘されていた。今回、提示された芝生広場における計画は風致地区Aであるにも関わらず、一切、科学的調査が行われていない。植物社会学にもとづく、群落調査を実施し、環境影響評価書の再提出と審査が必須である。
  
4. 神宮外苑は、世界に類例をみない優れた文化遺産であり、なかでも、イチヨウ並木の名勝的価値については、文化庁が2012年6月調査報告書『近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書』で、高く評価している。東京都は、港区長からのイチヨウ並木保全の要請（2023年9月25日）、港区民からの同・要請（2024年9月9日）を受けとめ、ただちに名勝指定に必要な手続きをすすめる、文化庁に名勝指定要望を行うことを要請する（イチヨウ並木146本のうち、新宿区に属するイチヨウが3本あるが、新宿区に異論はないと思われるが、十分な協議を行っていただきたい）。
  
5. 日本イコモスが要請してきた「人命の安全保障の検証」（群集津波に関して）が欠落している。

以上



## **資料 1. 緑の質について**

事業者報告では、秩父宮ラグビー場北側の森の伐採本数をへらすことが提案されているが、このエリアについては、すでに日本イコモスは、数々の誤りを指摘してきたが、一切回答は行われぬまま、評価書は受理された。現地における公開審査が必要である。また、ラグビー場の高さが 47m になったとしても、日照条件が大きく改善するものではない、日照図を提示し、科学的根拠の提示が必須である。

外苑の歴史的樹木のヒトツバタゴに関する考察は、皆無であった。建国記念文庫には、ヒトツバタゴ 2 世（伐採から移植、樹齢 100 年以上）と 1970 年代に植栽された 23 本のヒトツバタゴが生育しており、初夏には白い雲海となり、名所であった。わずかに残存する 4~5 本は、ラグビー場の日陰となり、衰退していく。残りは移植とされるが、移植計画は提示されていない。外苑及び東京近郊で最大のヒトツバタゴが女子学習院正門横（現秩父宮ラグビー場入口）にあり、この樹も、移植と計画されているが、移植場所は明示されていない。樹齢 100 年を超える樹木の移植はリスクがあり、ましてヒトツバタゴは、外苑においても、テニスコート建設のために移植をし、枯死させることとなった。

このように、ヒトツバタゴに例をとっても、事業者の事後報告書が歴史、樹木の質、生態系のまとまりに配慮しない、国際的水準には遥かにとどかない、杜撰なものであり、厳格な審査が必要である。

## **資料 2. イチョウの衰退について**

現在、深刻な状況にある 4 本のイチョウは、春からの養生にもかかわらず、昨年より一層悪化の道をたどっている。事後報告書には、熱環境に関する考察が完全に欠落しているため、毎木調査のデータベースを、当然であるが作成しておられるはずのため、過去のデータを含め開示され、持続可能なイチョウ並木の保全方針を提示すべきである。

また、港区区道（秩父宮ラグビー場エントランス）の 18 本については、日本イコモスは、18 本について、個別に回答をおこなうように、2023 年 12 月に要望を行ったが、回答は全く受理していない。早急な提出と、港区区道であることから、港区への説明、区民への説明が必要である。



### **資料 3. 科学的基礎調査の遵守と風致地区 A の芝生広場の精査**

日弁連会長の声明には、イコモスの調査を踏まえて、以下の事項が指摘された。

- ① イチョウ並木に衰退が生じているものがあることが確認されていたにもかかわらず、本件評価書ではこの衰退について言及がない。
- ② 環境影響評価書案審査意見書（都知事意見）で、「植物群落調査等の結果を生態系保全の目標設定に反映すること」が求められ、事業者も群落調査をしたが、わずか6地点であり、生態系のつながりを分析する上で必須の隣接地である聖徳記念絵画館前等の群落調査をしなかった。
- ③ 上記②において、適切な調査区（コドラート）を抽出していなかった。
- ④ 現在の神宮外苑の森の相観的・構造的内容を把握することが森を科学的に分析し生態系保全・再生の基盤となることから、その全体を対象とした「現存植生図」が必要なところ、事業者の本件評価書は、事業対象部分のみの「緑地の分布状況」を作成・提出したものの、「現存植生図」は示されなかった。
- ⑤ 本件評価書で、1,381本中伐採数は971本、移植数70本と示されたが、東京都風致地区条例に基づく伐採申請が3,000本を超えることは本件評価書では示されず、事業全体の環境影響評価が示されたとはいえない。

これをふまえて、会長声明として、以下が発せられている。

「よって、当連合会は、東京都に対し、客観的かつ科学的な検討に基づく本件評価書の再提出を事業者に要求すること、及び東京都環境影響評価審議会において条例第74条の2の趣旨に基づき、森の植生調査について高度な知見実績を有する専門家の出席や資料の提出を要請して調査審議し、事業者の環境影響評価書が客観的かつ科学的であることが明らかになるまで、神宮外苑地区再開発工事の停止を検討することを求める。」

東京都におかれては、このような検証を重く受け止められ、国連文書の指摘をも踏まえて、「パブリックな協議」の場を、創り出していきたい。

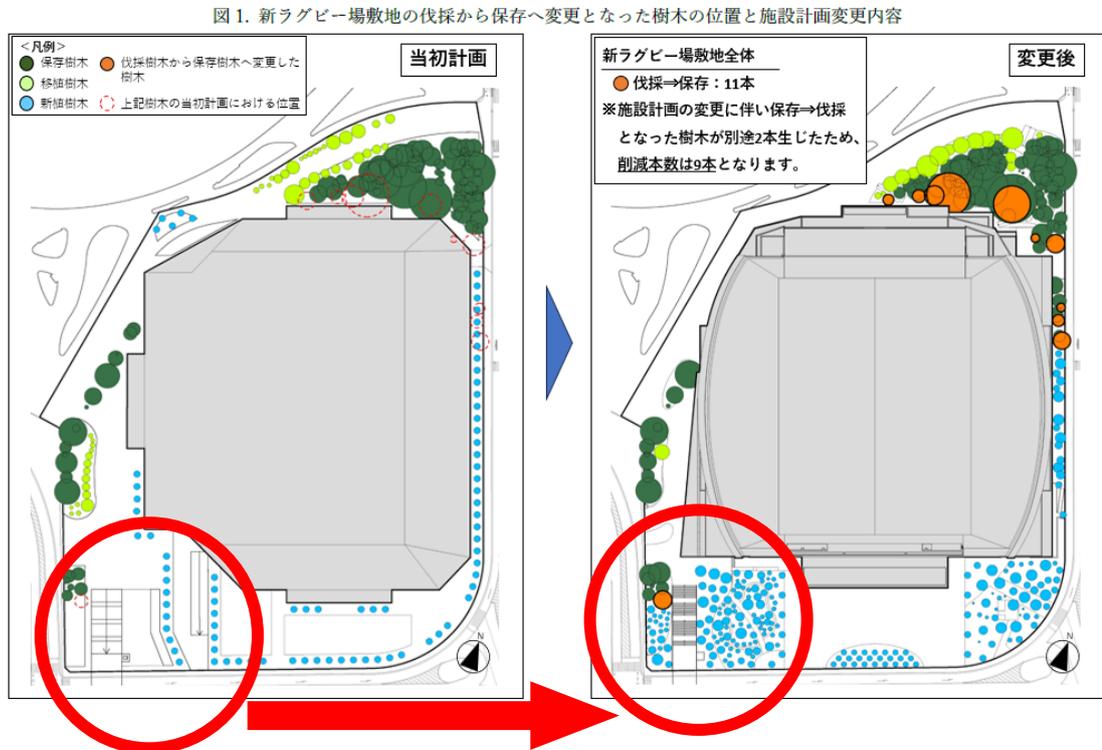
### **資料 4. イチョウ並木の名勝の指定にむけて**

イチョウ並木は、世界にほこる文化的遺産である。イチョウ並木の保全については、すでに港区区長より要望書が提出されている（2023年9月25日）。

東京都は、ただちに手続きをすすめ、これに基づき文化庁に名勝指定要望を行うことを要請する。

## 資料 5. 人命の安全保障の検証について

今回の事後報告書では、以下の計画が事業者より発表された。



赤丸で表示したエリアは、地区計画において南北通路 3 号として位置づけられている歩道橋で、施行認可時の幅員は 10m と狭い。今回の事業者案では、更に狭くなっている。(神宮外苑地区地区計画の変更、2022 年 3 月決定、再開発促進区・主要な公共施設の配置及び規模・その他の公共空地・南北通路 3 号、幅員 6.5~10m)。

2013 年 6 月、千駄ヶ谷から国立競技場を結ぶ歩道橋は、都市計画明治公園の変更の中で、立体公園として決定され、幅員は 100m であった。

超高層ビル、高層ビル、ラグビー場、国立競技場と人流が集中する計画で、幅員 10m は狭小であり、シミュレーション分析による安全性の検証を、日本イコモスは、2023 年 3 月 3 日に要請した。今回の事業者提案は、前回よりも、歩道橋の幅員はさらに狭くなっており(正確な幅員を公表すべきである)、直下の安全性を担保すべき広場は植栽地となり、避難地が確保されていない。樹木の本数を増加させるための苦肉の策と思われるが、人命の尊重が優先されなければならない。明石歩道橋、ソウルの群集津波の事例に深く学び、都市計画審議会における地区計画における「その他の公共施設」計画の見直しを要請する。



# ICOMOS Japan

c/o Japan Cultural Heritage Consultancy  
2-5-5-13F Hitotsubashi, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0003, Japan.  
Tel&Fax: +81-3-3261-5303  
E-mail: jpicomos@japan-icomos.org



出所  
「神宮外苑地区地区計画の変更」  
2022年6月 参考図

